

『テールゲートリフター操作業務特別教育(学科)』開催のご案内

主催 一般社団法人名古屋運搬機械化協会

本教育は事業者が実施することが原則ですが、自社にて教育を実施することが難しい事業所の為に、定められた特別教育規定カリキュラム内の「学科教育のみ」を下記の通り行いますので、対象者の方は受講していただきますようご案内申し上げます。

※実技教育が自社実施出来ない等の場合、対象者 10人以上から出張講習も受け付けますのでお問い合わせ下さい。(開催条件として、車両等をご準備していただく必要があります)

労働安全衛生規則等の一部改正により、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務(※1、2)が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となりました。令和6年2月1日の施行日以降、当該業務を行う方は、下記カリキュラムによる特別教育(※3)を受けていないと業務に就くことが出来なくなります。

※1 テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納、テールゲートリフターを使用する業務全て対象となります。

※2 「テールゲートリフター操作業務」を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す等の作業を行う者には、出来る限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

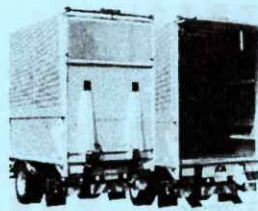
※3 特別教育は、学科4時間及び実技2時間を行うものとされています。今回実施する教育は学科教育4時間のみとなります。



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

1. 開催日時 (定員 各 20名)

令和6年 第1回 3月15日(金) 13:00 ~ 17:30

第2回 4月26日(金) 13:00 ~ 17:30

第3回 5月24日(金) 13:00 ~ 17:30

会場	名古屋運搬機械化協会 教習センター 【所在地】名古屋市中村区野田町中深 33-2【TEL】052-462-8644
----	--

(注) 受講希望者数によっては、中止もしくは延期する場合がありますのでご了承願います。

2. 参加会費 (テキスト代、消費税を含む)

会員	8,800円	非会員	11,000円
----	--------	-----	---------